令和7年9月25日

令和7年 第4回野洲市議会定例会 発 議 書

野洲市議会

発議第2号

野洲市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月25日

提出者 野洲市議会議員 荒川 泰宏 提出者 野洲市議会議員 山﨑 敦志 提出者 野洲市議会議員 東郷 克己 提出者 野洲市議会議員 木下 伸一 提出者 野洲市議会議員 村田 弘行 提出者 野洲市議会議員 村田 弘行

野洲市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

野洲市議会議員政治倫理条例(平成22年野洲市条例第32号)の一部を次の表のように改正 する。

(下線部分は改正部分)

改正前

【略】

第1条~第3条 【略】

(請負に関する制限)

(請負等に関する制限)

第1条~第3条

第4条 議員は、法第92条の2の規定の趣旨を尊 重し、かつ、市民に疑惑の念を生じさせないよ うにするために、市に対し請負するものについ て、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 資本金その他これに準じるものの2分の 1以上を出資すること。
- (2) その経営方針に関与すること。
- (3) 顧問料等その名目を問わず報酬を受領す ること。

(審査の請求)

第5条 市民及び議員は、議員が前2条に反する 疑いがあると認めるときは、市民にあっては選 挙権(法第 18 条に規定する選挙権をいう。) を有する者(公職選挙法第22条の規定による 選挙人名簿の登録が行われた日において、野洲 市の選挙人名簿に登録されている者をいう。以 <u>下</u>同じ。)の 100 人以上の者の連署をもって、 議員にあっては議員2人以上の者の連署をも って、その代表から、議会の議長(第10条第 3項を除き、以下「議長」という。) に審査の 請求をすることができる。この場合において、 審査の請求は、これを証する資料を添えて、理 由を明らかにした文書をもって行うものとす る。

【略】

第6条~第11条 【略】

(審査会の審査、弁明の機会の付与等)

第12条 【略】

第4条 議員は、法第92条の2の規定の趣旨を尊 重し、市に対して行う請負(同条に規定する請 負をいう。) に関して、市民に疑惑の念を生じ させないようにしなければならない。

改正後

(改正前を削る)

(改正前を削る)

(改正前を削る)

(審査の請求)

第5条 市民及び議員は、議員が前2条に反する 疑いがあると認めるときは、市民にあっては選 挙権(法第18条に規定する選挙権をいう。第 7条第2項第2号において同じ。)を有する者 (公職選挙法第 22 条の規定による選挙人名簿 の登録が行われた日において、野洲市の選挙人 名簿に登録されている者をいう。**第7条第2項 第2号において**同じ。)の 100 人以上の者の連 署をもって、議員にあっては議員2人以上の者 の連署をもって、その代表から、議会の議長(第 10条第3項を除き、以下「議長」という。)に 審査の請求をすることができる。この場合にお いて、審査の請求は、これを証する資料を添え て、理由を明らかにした文書をもって行うもの とする。

2 【略】

第6条~第11条 【略】

(審査会の審査、弁明の機会の付与等)

第12条 【略】

- 査会から出席の要請、審査に必要な資料の提出 その他の協力を求められたときは、これに従 い、かつ、誠実にこたえる義務を負う。
- 3 【略】

第13条以下 【略】

- 2 審査請求者の代表者及び審査対象議員は、審 2 審査請求者の代表者及び審査対象議員は、審 査会から出席の要請、審査に必要な資料の提出 その他の協力を求められたときは、これに従 い、かつ、誠実に<u>応える</u>義務を負う。
 - 3 【略】

第13条以下 【略】

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第3号

野洲市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年9月25日

提出者 野洲市議会議員 小菅 康子提出者 野洲市議会議員 田中 陽介提出者 野洲市議会議員 津村 俊二提出者 野洲市議会議員 東郷 克己提出者 野洲市議会議員 山﨑 有子提出者 野洲市議会議員 服部 嘉雄

野洲市議会会議規則の一部を改正する規則

野洲市議会会議規則(平成16年野洲市議会規則第1号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前					改正後				
本則 【略】					本則 【略】				
別表(第128条関係)					別表(第128条関係)				
名称	目的	構成員	招集権者		名称	目的	構成員	招集権者	
全員協	理事者からの重要	全議員	議長		全員協	理事者からの重要	全議員	議長	
議会	案件(議案を含む。)				議会	案件(議案を含む。)			
	の説明又は議会運					の説明又は議会運			
	営に関する議員間					営に関する議員間			
	の協議若しくは調					の協議若しくは調			
	整を行う。					整を行う。			
					議会だ	「やす市議会だよ	議会だ	議会だよ	
(改正後に新設)					より編	り」の編集及び発行	より編	り編集委	
					集委員	に関する協議又は	<u>集委員</u>	<u>員会委員</u>	
					会	調整を行う。	会委員	<u>長</u>	
別記様式 【略】					別記様式 【略】				

付 則

この規則は、公布の日から施行する。